

第 1 章

目 的 と 位 置 付 け

第1章 目的と位置付け

1 背景と目的

(1) 背景

これまでわが国では、文化財保護法により、有形文化財¹、無形文化財²、民俗文化財³、記念物⁴、文化的景観⁵及び伝統的建造物群⁶の6分野の文化財を定め、これらのうち重要なものを指定・選定等する国の指定制度を中心に、指定制度より緩やかな保護措置を講じる登録制度⁷や、都道府県・市町村の条例等による文化財の地方指定・登録制度⁸が設けられ、国や都道府県・市町村が、指定等を受けた個々の文化財を保護するための法的制限や助成措置等を講じることで、文化財の保存・活用が図られてきました。

しかし近年、過疎化や少子高齢化の影響による担い手の減少などから、文化財を次世代に継承していくことが困難になりつつあり、特に、地域や人々の暮らしの中で守り伝えられてきた、指定等を受けていない文化財について、その価値が見いだされないまま失われつつあることが指摘されるようになってきました。

こうした事態への対応として、これまでの指定等制度に加え、指定等の有無や文化財保護法が定める文化財の分野にかかわらず、地域における文化財同士のつながりや周辺環境までを総合的に把握し、まちづくりの様々な場面で生かしつつ保護していく保存・活用の好循環をつくり出す取組が求められることとなった結果、近年提唱されたのが、「歴史文化基本構想⁹」（以下「構想」という。）の考え方です。

平成30年（2018年）には改正された文化財保護法が成立（平成31年（2019年）4月1日施行）し、同法に、構想の考え方を継承した文化財の保存・活用に関する市町村の計画である「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）が規定されました。平成31年（2019年）3月に国が示した「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」では、市町村が、地域計画により将来的なビジョンを示し、具体的な事業等に計画的に取り組むことで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進されることや、地域計画

¹ **有形文化財**：建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いもの。

² **無形文化財**：演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。

³ **民俗文化財**：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。

⁴ **記念物**：貝塚・古墳・都城跡・城跡旧宅等の遺跡で国にとって歴史上または学術上価値の高いもの（史跡）、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等の名勝地で国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの（名勝）、動物・植物及び地質鉱物で国にとって学術上価値の高いもの（天然記念物）の総称。

⁵ **文化的景観**：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

⁶ **伝統的建造物群**：城下町、宿場町、門前町など、周囲の環境と一体的に歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

⁷ **登録制度**：国や地方公共団体によって指定されていない有形文化財の建造物のうち、その価値から保存・活用のための措置が必要とされるものを国が登録する制度。

⁸ **地方指定・登録制度**：地方公共団体が条例を制定し、それに則して地域内に存在する文化財の指定あるいは登録を行う制度。

⁹ **歴史文化基本構想**：地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想。

により文化財行政の取組の方向性が対外的に周知等されることで、民間団体等の様々な関係者、地域住民の理解・協力を得た、地域社会総がかりによる充実した文化財の保存・活用が可能となるとされています。

札幌市は、北国特有の鮮明な四季、多様な地勢や地質、豊かな植生などの自然の恩恵を受けながら、原始の昔からアイヌ民族をはじめ様々な人々の活動の場となったことで、非常に特色ある歴史文化を背景に今日まで発展を続けてきました。一方で、従来、札幌市の歴史は、幕末から明治期（いわゆる開拓期）以降の出来事について取り上げられることが多く、一般に、広範な文化財や歴史文化に対する関心が払われにくい状況にあったとも考えられます。

札幌市には、指定等の有無に関わらず、地域の中で受け継がれてきた文化財が数多く存在し、これらの文化財の多くが、地域や個人の活動に支えられて今日まで守り伝えられてきましたが、上記の背景で述べた少子高齢化や地域の衰退などの社会状況の変化に加え、市民が文化財を意識する機会が少ない中で、貴重な市民の財産である文化財が、日々、消滅や散逸の危機に直面していると考えられます。

こうした背景を踏まえ、札幌市では、令和2年2月に「札幌市文化財保存活用地域計画」（以下「前期計画」という。）を策定し、目指す姿として「文化財の価値を多くの市民が共有し、大切に次の世代へ引き継いでいく、歴史文化の魅力あふれる都市」を掲げ、計画期間である令和2年度（2020年）から令和6年度（2024年度）までの5年間に於いて、様々な取組を実施してきました。

この計画期間中において、国や北海道における文化財の保存・活用の取組に関する施策の方向性や、札幌市における市政や文化行政の指針が次のとおり示されたところですが、文化財保存活用地域計画に求められる役割や、文化財の保存・活用の取組により、魅力あるまちづくりを進め、札幌市の文化財を将来に継承していくことが求められていることに変わりはありませんでした。

よって、令和6年度末で前期計画の計画期間が終了することから、これらの前期計画期間中に示された国や札幌市等の文化財の保存・活用に関する方向性を踏まえ、前期計画の取組内容の評価検証を行い、「第2期札幌市文化財保存活用地域計画」を策定することとしました。

【国の動向】

計画等	文化芸術推進基本計画（第2期）令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
重点取組	6 文化芸術を通じた地方創生の推進
施策群	⑫ 地域における文化芸術振興拠点の整備・充実 ○ 文化財保存活用地域計画の作成とそれに基づく事業の実施の促進や、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用に関する取組を通じ、地域の文化資源を活用したまちづくりを推進し、地方創生を図る。 ⑬ 文化観光の推進による好循環の創出 ○ 地域における文化財の活用を推進するため、文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画の認定・計画に基づく事業の実施等を促進する。

施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組	3. 国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興 ○ 文化財保存活用大綱・地域計画は、地域での文化財の保存と活用を図るためのトータルプランであり、地方公共団体において、文化財担当部署以外も含めて施策を推進する上で重要かつ有効である。更に地域での取組が進むよう、地域計画の策定を一層推進する。
---------------------------	---

【北海道の動向】

計画等	北海道文化財保存活用大綱 令和2年（2020年）8月～
基本理念	文化財は過去と未来をつなぐ道民の財産 ～身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、地域の資源として「いかし」ます～
保存活用方針	①維持管理体制の整備、②後継者・指導者の育成、③地域資源との活用、 ④道民の理解促進・積極的な公開、⑤民間団体等との連携、 ⑥文化財保護行政の推進力強化

【札幌市の動向】

計画等	第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン 令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）
分野	スポーツ・文化
基本目標	1.5 文化芸術が心の豊かさや創造性を育み、世界とつながるまち
目指す姿	3 文化・文化財を適切に保存し様々な形で生かすとともに、札幌市への愛着を深めることで、札幌市の自然・歴史・文化が未来へ継承されています。
施策	① 文化・文化財の保存・活用と未来への継承 ○ 文化・文化財の価値を多くの市民が共有するため、文化・文化財の保存・改修を進めるとともに、これらの活用に向けて市民や観光客への周知を行います。 ○ 文化・文化財の未来への継承に向けて、継承の担い手の育成などを推進します。

計画等	札幌市文化芸術基本計画（第4期）令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）
ステージ	3 文化資源の保存・活用
施策	1 文化遺産・自然遺産の保存と活用 市民が札幌の貴重な文化遺産や自然遺産の価値を十分に認識し、これを大切に保存、継承、発展させることが重要です。未指定も含めた文化財や伝統的な文化等の多様な魅力を、観光を含めまちづくりに積極的に活用し、地域の活性化やコミュニティとのきずなを深める環境を整備していくことで、次の世代への橋渡しを行います。

(2) 目的

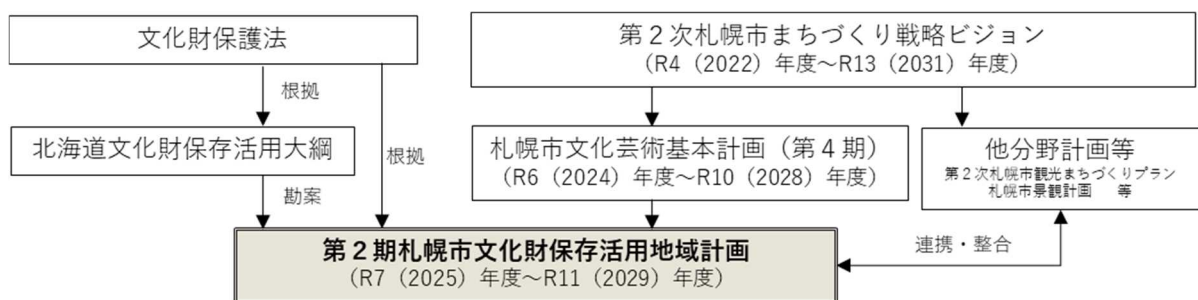
札幌市では、今に残る文化財について、指定等の有無にかかわらず、札幌の歴史文化を知る手掛かりになるものであると同時に、上手に生かすことで札幌のまちの個性や魅力を際立たせることができる大切な資産であると考えます。

「第2期札幌市文化財保存活用地域計画」は、前期計画と同様に、このような市民の大切な資産である文化財を、指定等がされていないものも含めて保存・活用し、文化財や歴史文化の価値と魅力を多くの市民が共有し、大切に使いながら将来に継承していくことで、市民にも来訪者にも魅力あるまちづくりを進めるための基本的な方針を示すことを目的として策定します。

2 位置付け

この計画は、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」及び「札幌市文化芸術基本計画（第4期）」が示す札幌市の将来像と市政の方向性を踏まえ、関連する他分野の計画等との整合を図りながら策定する、今後の文化財の保存・活用に関する基本計画です。

また、文化財保護法第183条の3の規定による「文化財保存活用地域計画」として定めます。



計画の位置付け

3 計画期間

この計画の計画期間は、「札幌市文化芸術基本計画（第4期）」の計画期間が令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までであることを踏まえ、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とし、同計画の更新その他社会状況等を踏まえ、計画期間内においても適宜必要な見直しを検討することとします。

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs[エス・ディー・ジーズ]）」は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、日本においても積極的に取り組んでいます。

札幌市においては、平成 30 年（2018 年）6 月に「SDGs 未来都市」に選定され、SDGs に関わる取組を推進することとしています。



持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との主な関連

SDGs 関連目標とターゲット		関連取組※
	8. 9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	Action4 「活用」の課題に対する取組
	11. 4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	Action1 「調査・把握」の課題に対する取組 Action2 「共有・発信」の課題に対する取組 Action3 「保存・伝承」の課題に対する取組
	12. b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	Action4 「活用」の課題に対する取組 Action5 「連携・協働」の課題に対する取組
		※第 6 章-1-（2）参照

4 策定の経緯・体制

文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、文化財保護法により、地方文化財保護審議会の意見を聴くことが定められていることから、札幌市の地方文化財保護審議会である「札幌市文化財保護審議会」に対して、計画に関する意見聴取を行ったほか、文化財の保存・活用に関連する有識者の方からもご意見をいただき、計画に反映させました。

札幌市文化財保護審議会（任期 令和5年（2023年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日）

氏名	分野	所属等
池ノ上 真一	文化財活用	北海商科大学教授
泉 善行	文化財活用	一般社団法人札幌観光協会専務理事
内山 幸子	埋蔵文化財	東海大学教授
往田 協子	有形文化財	株式会社七彩空間代表取締役 （一般社団法人北海道建築士会所属）
甲地 利恵	無形文化財	北海道博物館 アイヌ民族文化研究センターアイヌ文化研究グループ研究職員
高瀬 克範	埋蔵文化財	北海道大学大学院教授
谷本 晃久	有形文化財	北海道大学大学院教授
田山 修三	文化財活用	一般財団法人北海道文化財保護協会副理事長
照井 康穂	有形文化財	株式会社照井康穂建築設計事務所代表取締役
富士田 裕子	記念物	北海道大学名誉教授

第2期札幌市文化財保存活用地域計画について意見聴取を行った方

氏名	所属等
泉 善行	一般社団法人札幌観光協会専務理事
山形 宣章	札幌商工会議所国際・観光部長
角 幸博	北海道大学名誉教授
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター教授
黒岩 裕	旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）保存会事務局長